

# 奈良県決定

大和都市計画道路の変更について

**【立野中環状線の変更】**

次の付議案を提出する。

平成29年7月26日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 3 9 号  
平成29年7月24日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について

【立野中環状線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する  
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・5・281号立野中環状線を3・5・281号立野北線及び3・5・287号立野南線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終 点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅 員	
幹線 街路	3・5・281	たつのきたせん 立野北線	たつのきたせん 三郷町 たつのきたいっちちちよめ 立野北一丁目	たつのきたせん 三郷町 たつのきたいっちちちよめ 立野北一丁目	—	約300m	地表式	2車線	12m	幹線道路と平面交差箇所	
	3・5・287	たつのみなみせん 立野南線	たつのきたせん 三郷町 たつのきたいっちちちよめ 立野北一丁目	たつのみなみせん 三郷町 たつのみなみいっちちちよめ 立野南一丁目	—	約360m	地表式	2車線	12m	幹線道路と平面交差箇所	

「区域及び計画構造は計画図表示のとおり」

理由  
別添理由書のとおり

## 都市計画道路 立野中環状線の変更理由

### 1. 路線の概要

都市計画道路 立野中環状線は、起点を三郷町立野北 1 丁目、終点を三郷町立野南 1 丁目とする、標準幅員 12m、2 車線、延長約 970m の幹線街路である。

当初、昭和 47 年 7 月に「2.3.7 立野中環状線」として都市計画決定された。昭和 47 年 12 月に「3.5.281 立野中環状線」として名称変更が行われ、平成 4 年にルート変更され、現在の位置・区間になっており、平成 15 年に車線数を明記している。

### 2. 都市計画道路変更内容

#### (1) 変更の理由

都市計画道路 立野中環状線は、当初、昭和 47 年に各所で住宅地開発が進み、生活環境の悪化の恐れがあったため、都市の健全なる発展と調和する都市施設の整備と交通の円滑化を目的として、都市計画決定された。

しかしながら、立野北 1 丁目地内の未着手区間（以下、「当該区間」という。）については、将来的な自動車交通量の減少が見込まれることや、未着手区間に並行して県道王寺三郷斑鳩線が存在し、混雑なく自動車交通が処理されていることから整備の必要性が無くなっている。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成 22 年奈良県）に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められないため、廃止するものである。

#### (2) 変更の内容

都市計画道路 立野中環状線について、以下の変更を行う。

- ・立野北 1 丁目地内の未着手区間（延長 L=約 310m）を廃止する。
- ・路線の名称を「3.5.281 立野中環状線」から「3.5.281 立野北線」及び「3.5.287 立野南線」に変更する。